

「白井市業務委託最低制限価格運用要領」一部改正 新旧対照表

新	旧
<p>(最低制限価格の算定方法)</p> <p>第3条 最低制限価格は、当該対象業務の設計金額に<u>10分の7を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）とする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、同項の規定により最低制限価格を定めることが適当でないとき、別に定めるものとする。</u></p>	<p>(最低制限価格の算定方法)</p> <p>第3条 最低制限価格は、当該対象業務の設計金額に10分の6を乗じて得た額から10分の9を乗じて得た額までの範囲内で、適宜定めることとする。</p>